

証券コード 7719
平成30年5月16日

株 主 各 位

東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地

株式会社 東 京 衡 機

代表取締役会長兼社長 石 川 隆 一

第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年5月30日（水曜日）午後6時00分（株主総会日時の直前営業時間終了時）までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年5月31日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町一丁目5番5号 室町ちばぎん三井ビルディング5階
一般社団法人日本橋倶楽部 会議室
(末尾「会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第112期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第112期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる開示について】

- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、下記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様にご提供しておりますので、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。なお、上記書類は、報告事項に関する添付書類とともに、会計監査人および監査役の監査対象となっており、本招集通知の添付書類は会計監査人および監査役が監査報告を作成するにあたって監査をした対象の一部であります。
- 本株主総会招集ご通知発送後、株主総会の会日の前日までに株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、下記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

※ 当社ウェブサイト ▶▶▶ <http://www.tksnet.co.jp/>

(添付書類)

事業報告

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、堅調な米国経済を中心とした世界経済の拡大の影響を受けて堅調に推移しました。また、日本銀行の金融緩和政策は継続され、年度を通じてやや円安傾向が持続したこともあり、輸出関連産業を中心に業績は好調で、企業収益は過去最高を記録することとなりました。

このような状況の下、当社グループは、試験機事業では、試験機の標準図面の整備等を進め原価低減の基盤を作るとともに、取引先の旺盛な設備投資を受け、受注高・売上高の確保と拡大に努めました。また、製品別・顧客別の営業体制の整備を行い、販売活動の活性化と受注獲得までのプロセス向上に取り組みました。その結果、受注高に関しては前連結会計年度を上回るなど堅調に推移し、当連結会計年度の売上高ならびに営業利益の確保に寄与しました。

エンジニアリング事業では、高速道路関係、電力関係のインフラ設備や公共事業関連施設を対象にゆるみ止めナット・スプリングの販売体制を強化し、安定的な受注高・売上高の確保に努めました。また、訪日客をターゲットとした量販店向け商品（ステンレスボトルおよび軽量スーツケース）の販売拡大に努めるとともに、さらなる売上拡大の基盤を作るために当該商品のモデル変更を進めました。しかしながら、ゆるみ止めナット・スプリングをはじめ、主要商品の販売の伸び悩みが続いたため、売上高・営業利益ともに前連結会計年度を下回りました。

海外事業では、オフィス家具部品や家電部品、自動車関連部品等のプラスチック成型品の製造販売の拡充を図りました。しかしながら、中国子会社である無錫三和塑料製品有限公司において元役職員の不正問題が発覚し、事業全体に大きな影響を与えることとなり、当社グループを上げて再発の防止と同社の立直しに取り組みましたが、当連結会計年度においてはその影響が払拭しきれずに、売上高は前連結会計年度を大きく下回り、多額の営業損失を計上することとなりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,527百万円（前年同期比9.3%減）、営業損失306百万円（前年同期は13百万円の営業利益）、経常損失343百万円（前年同期は5百万円の経常利益）となり、中国子会社の瀋陽特可思木芸製品有限公司（無錫三和塑料製品有限公司の子会社）の出資持分譲渡に係る出資持分譲渡益を特別利益に計上するとともに、無錫三和塑料製品有限公司の元役職員の不正

問題に対する調査費用および同社に係る減損損失等を特別損失に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は404百万円（前年同期は49百万円の純損失）となりました。

事業セグメント別売上高につきましては、以下のとおりであります。

事業区分	前連結会計年度		当連結会計年度		増 減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
試験機事業	2,888,567千円	57.9%	2,634,227千円	58.2%	△254,339千円	△8.8%
エンジニアリング事業	500,905千円	10.0%	476,406千円	10.5%	△24,498千円	△4.9%
海外事業	1,769,076千円	35.5%	1,578,022千円	34.9%	△191,054千円	△10.8%
その他	9,215千円	0.2%	9,948千円	0.2%	733千円	8.0%
消去または全社	△179,235千円	△3.6%	△171,603千円	△3.8%	7,631千円	—%
合計	4,988,529千円	100.0%	4,527,001千円	100.0%	△461,527千円	△9.3%

- (注)1. 「消去または全社」の項目は、セグメント間の内部売上高の金額であります。
 2. 前連結会計年度の海外事業および合計の金額につきましては、昨年中国子会社である無錫三和塑料製品有限公司の元役職員の不正行為等により、過年度の会計処理に誤りがあったことが判明したことから、当該誤りの訂正後の金額を記載しております。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、米ドル金利に引き続きの上昇懸念は残るものの、米国経済の堅調な推移も見込まれ、世界経済は引き続き堅調に推移し、それに伴い日本経済も緩やかな拡大傾向を維持するものと思われま。

このような状況の下、当社グループといたしましては、昨年発覚した中国子会社の不正問題の再発防止策を徹底して海外事業の抜本的な改革を行うとともに、国内事業において受注拡大と原価低減努力を継続することで、早期に黒字転換を果たすとともに、改めて過去最高益の更新を実現したいと考えております。

試験機事業では、試験機市場の今後の方向性を見据えた製品の改良・開発を進め、特に標準的製品のラインナップの充実を図り、市場のニーズに応じた計画的な販売施策を推進いたします。また、グループ会社の有機的な連携により営業・サービス体制をさらに深化させ、販売代理店の機能強化もあわせ、販売拡大に努めます。さらに、生産面においては製造原価マネジメントの精度をより一層向上させ、原価低減施策を推進することにより安定的な収益基盤の確立に努めます。

エンジニアリング事業では、中核事業である締結具部門において、国内での製造委託体制の改善により一層の生産効率の向上を図ります。中期計画の営業戦略に沿った販売施策を実施し、長期・安定的な収益顧客の開拓に注力するとともに、短期的な工事案件についても主要顧客との共同特許を活用した関係強化を図り、受注基盤の安定化を目指します。民生部門につきましては、量販店向け商品の取扱いの規模を拡大するとともに、付加サービスの拡充により、中期的な売上の安

定化と収益確保ができる体質への転換を進めます。

海外事業では、中国子会社である無錫三和塑料製品有限公司の不祥事の再発防止体制の整備・強化を最優先課題として、マネジメント体制の改革・改善を推進するとともに、中国の景気減速や市場環境の変化、為替変動等のリスクに臨機に対応すべく、経営管理体制の整備も進めます。また、無錫市政府の収用による新工場への移転に伴い、生産効率の改善による原価低減を進め、より競争力のある事業に成長させることを目指します。

なお、当期の期末配当につきましては、まことに申し訳なく存じますが、現在の財務状況等を踏まえ、引き続き無配とさせていただきます。早期の復配を果たすべくグループを挙げ鋭意努力してまいりますので、株主の皆様におかれましては、何卒今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は75百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
㈱東京衡機試験機：電話主装置及び設計支援ツールソフト
無錫三和塑料製品有限公司：射出成型設備
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
記載すべき重要な事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
生産能力に重要な影響を及ぼすものではありません。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中においては、特記すべき資金調達は行っておりません。

(5) 重要な事業再編等

当社は、平成28年12月19日付で作成した新設分割計画に基づき、平成29年3月1日を効力発生日として、㈱東京衡機エンジニアリングを新たに設立し、分割会社が営むエンジニアリング事業に関して有する権利義務を承継させる簡易新設分割を行いました。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第109期 (平成27年2月期)	第110期 (平成28年2月期)	第111期 (平成29年2月期)	第112期 (平成30年2月期)
売上高 (千円)	5,837,981	4,800,856	4,988,529	4,527,001
経常損益 (千円)	53,835	9,771	5,104	△343,504
親会社株主に帰属 する当期純損益 (千円)	△237,972	114,590	△49,964	△404,005
1株当たり 当期純損益 (円)	△3.34	1.61	△0.70	△5.67
総資産 (千円)	5,436,274	4,519,548	4,586,222	4,052,348
純資産 (千円)	1,519,411	1,581,827	1,426,457	896,744

(注) 第111期の財産および損益の状況につきましては、昨年中国子会社である無錫三和塑料製品有限公司の元役員の不作為等により過年度の会計処理に誤りがあったことが判明したことから、当該誤りの訂正後の金額を記載しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
㈱東京衡機試験機	50,000千円	100%	試験・計測機器の製造販売
㈱東京衡機試験機サービス	10,000千円	(100%)	試験・計測機器の保守サービス
㈱テークステレコム	352,500千円	100%	情報システムネットワーク機器等の販売、保守・運用管理および賃貸
㈱東京衡機エンジニアリング	50,000千円	100%	ゆるみ止めナットその他の締結部材の製造・販売、一般消費者向けの商品の販売
無錫三和塑料製品有限公司	825,361千円	100%	プラスチック射出成型品、事務用機器および射出成型金型の製造販売
無錫特可思電器製造有限公司	62,500千円	(100%)	家庭用電気製品の製造販売

- (注) 1. ㈱東京衡機試験機サービスの()内の出資比率は、㈱東京衡機試験機を通じた間接的な出資であります。
2. 無錫特可思電器製造有限公司の()内の出資比率は、無錫三和塑料製品有限公司を通じた間接的な出資であります。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

③ その他

当社グループは、HORIBA Europe GmbH (旧社名：HORIBA Automotive Test System GmbH) (独) と試験機に関する技術援助契約を締結しております。また、Zwick GmbH & Co. KG (独)、Zwick Japan(株)および(株)東京衡機試験機の間で、Zwick社製品の日本国内における販売代理契約を締結しております。

(8) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
試験機事業	試験・計測機器および関連機器の製造・販売ならびに修理・メンテナンス、校正、受託試験その他の付帯サービス
エンジニアリング事業	締結具事業（ゆるみ止めナット、ゆるみ止めスプリング、特殊ばね、ボルトその他の締結部材の製造・販売、各種サービス）、民生事業（一般消費者向け商品の販売、各種サービス）
海外事業	海外子会社におけるオフィス家具部品、自動車関連部品、日用生活品その他の樹脂成型品および家電製品等の製造・販売・輸出入ならびに海外における商品の販売および各種サービス

(9) 主要な営業所および工場

【当社】

名称	所在地
本店	東京都千代田区

【主要な子会社】

名称	所在地
(株)東京衡機試験機	本店（東京都千代田区） 相模原事業所（神奈川県相模原市緑区） 豊橋事業所（愛知県豊橋市）
(株)東京衡機試験機サービス	本店（東京都千代田区） 本社（神奈川県相模原市緑区）
(株)テークステレコム	本店（東京都千代田区）
(株)東京衡機エンジニアリング	本店（東京都千代田区）
無錫三和塑料製品有限公司	本店・工場（中華人民共和国江蘇省無錫市）
無錫特可思電器製造有限公司	本店・工場（中華人民共和国江蘇省無錫市）

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員

従業員数	前連結会計年度末比増減数
371名	36名減少

② 当社の従業員

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
13名	7名減少	40.8歳	5.2年

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
川崎信用金庫	292,000千円
株式会社商工組合中央金庫	265,535千円
株式会社八千代銀行	108,540千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 中国子会社における不正問題および過年度決算の訂正

当社は、中国子会社である無錫三和塑料製品有限公司における同社の役員員に関する不正行為の疑い等の内部告発を契機として、平成29年5月より当社グループの役員員等による社内調査を開始したところ、同社の元役員（当社元執行役員）および元幹部社員による不適正な経費使用、生産設備の不正使用や棚卸在庫の横流しなどの不正行為の疑いが発覚したため、平成29年7月14日に本件疑義の全容解明のため、外部の有識者等を構成員に含む調査委員会を設置し、本格的な調査を開始いたしました。

その結果、平成29年8月14日に調査委員会から中間報告書を受領し、本件疑義と関連し、無錫三和塑料製品有限公司において平成28年6月から平成29年3月にかけて計上された売上の一部について、製品の出荷の事実が認められず、少なくとも企業会計上は収益認識が認められない架空売上があったこと、同社の平成28年9月末、同年12月末および平成29年3月末の貸借対照表において、仕掛品の帳簿残高が過大計上されていたこと、平成28年12月末時点において実質的に回収不能または回収困難と認めざるを得ない債権があったこと等が判明したことから、平成29年2月期第2四半期以降の財務報告において訂正を要する事項があると認め、過年度の会計処理等を訂正すべきであると判断し、過年度の会計処理等を訂正するとともに、平成29年2月期第2四半期および第3四半期の四半期報告書な

らびに平成29年2月期有価証券報告書について訂正報告書を提出いたしました。また、これと併せて、第111期内部統制報告書の訂正報告書も提出いたしました。その後、当社は、平成29年12月26日付で、調査委員会より、原因分析および再発防止策の提言を含む最終報告書を受領し、その内容を公表するとともに、当社取締役会において、関係役員の経営責任を明確にするため、役員報酬の減額・返還を決議いたしました。

また、当社は、上記の過年度の決算短信等の訂正につきまして、平成30年3月9日付で(株)東京証券取引所より、同取引所の有価証券上場規程に基づき、その経緯および改善措置を記載した改善報告書の提出を求められ、平成30年3月26日付で同報告書を提出し、その内容を公表いたしました。

本件につきましては、株主の皆様にご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、当社グループの全役職員一丸となって以下の再発防止策を着実に実行し、信頼回復に努めて参る所存でございますので、何卒、引き続きのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

- ・ コンプライアンス意識の改善
- ・ 無錫三和塑料製品有限公司における決算・業務プロセスの整備および改善
- ・ 無錫三和塑料製品有限公司の総経理に対する監督・監視体制の強化
- ・ 当社のグループマネジメントの強化
- ・ 当社における会計監査人との情報共有や情報開示に対する意識の改善

② 中国子会社の本社工場の収用

当社の中国子会社である無錫三和塑料製品有限公司の本社工場につきまして、本年2月に無錫市政府により収用されることが確定し、収用補償金額として、不動産補償額、休業損失、移転費用等250万人民元および早期移転奨励金200万人民元（本年6月15日までに移転が完了した場合は全額支給、本年7月15日までに移転完了が伸びた場合は半額支給、本年7月15日までに移転が完了しない場合は不支給）が支給されることとなり、本年6月15日までの手続き完了を目途に無錫市内で移転することを決定いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 260,000,000株
(2) 発行済株式の総数 71,337,916株（自己株式26,847株を含む。）
(3) 株主数 3,475名
(4) 上位10名の株主

順位	株主名	持株数	持株比率
1	D r e a m B r i d g e 株式会社	21,401千株	30.01%
2	株式会社アジアゲートホールディングス	5,978千株	8.38%
3	何 積 橋	1,885千株	2.64%
4	佐 藤 充 弘	1,793千株	2.51%
5	岡 崎 由 雄	1,050千株	1.47%
6	石 井 照 義	664千株	0.93%
7	宝 天 大 同	470千株	0.65%
8	池 上 道 弘	466千株	0.65%
9	横 尾 年 治	400千株	0.56%
10	中 東 文 和	372千株	0.52%

(注) 上記持株比率の算定においては、発行済株式の総数より自己株式(26,847株)を控除しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成28年6月20日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回新株予約権につきましては、発行総数すべてについて行使の条件を充たさないこととなったことから、発行要項の規定に基づき無償で取得し、消却することといたしました。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成30年2月28日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	石 川 隆 一	(株)東京衡機試験機 代表取締役社長 無錫三和塑料製品有限公司 董事長
取 締 役	平 田 真 一 郎	常務執行役員エンジニアリング事業担当 (株)東京衡機エンジニアリング 代表取締役社長
取 締 役	神 崎 吉 平	常務執行役員グループ経営企画担当兼海外 事業担当
取 締 役	竹 中 洋	ナカタケ(株) 代表取締役
取 締 役	花 島 浩	(有)いどや 代表取締役 (株)地水社 代表取締役
取 締 役	神 邊 英 明	
取 締 役	石 渡 隆 生	D r e a m B r i d g e (株) 代表取締役
常 勤 監 査 役	遠 藤 栄 一	(株)東京衡機試験機 監査役
監 査 役	藤 田 泰 三	
監 査 役	水 川 聡	弁護士（祝田法律事務所パートナー）
監 査 役	玉 虫 俊 夫	

- (注) 1. 平成29年5月25日開催の第111回定時株主総会において、新たに神崎吉平氏および石渡隆生氏が取締役に、水川聡氏および玉虫俊夫氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 取締役花島浩氏、神邊英明氏および石渡隆生氏は、社外取締役にあります。なお、花島浩氏および神邊英明氏は、(株)東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員であります。
3. 監査役藤田泰三氏、水川聡氏および玉虫俊夫氏は、社外監査役にあります。なお、藤田泰三氏、水川聡氏および玉虫俊夫氏は、(株)東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員であります。
4. 平成29年5月25日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって、監査役田野春風氏および石渡隆生氏は、辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役とは、それぞれ当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取締役	7名	49,940千円	うち社外3名 4,200千円
監査役	6名	13,355千円	うち社外5名 4,500千円
合 計	13名	63,295千円	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年5月26日開催の第99回定時株主総会において月額9百万円（年額108百万円）以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成7年2月24日開催の第88回定時株主総会において月額2百万円（年額24百万円）以内と決議いただいております。
3. 取締役および監査役の報酬等の額の決定については内規を定めており、報酬については、当該内規に基づき、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で世間水準および従業員給与の最高額との均衡を考慮して、原則として役位に応じた報酬比率で、取締役については取締役会決議を経て、監査役については監査役の協議を経て決定しております。また、退職慰労金については一定の算定基準により、賞与については会社の営業成績に応じて、それぞれ株主総会の決議を経て支給するものとしております。
4. 上記には、平成29年5月25日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名が含まれております。
5. 上記には、(株)東京衡機エンジニアリングの職務執行に対する取締役1名の負担額が含まれております。なお、計算書類に係る附属明細書では、当該金額を控除して表示しております。
6. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額8,656千円（取締役7,650千円、監査役1,006千円）を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
取締役	花 島 浩	15回中15回	—	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見をもとに、独立した立場から会社経営に関し必要な発言等を適宜行いました。
取締役	神 邊 英 明	15回中15回	—	製造業の企画管理や中国をはじめとする国際ビジネスに関する豊富な知見をもとに独立した立場から会社経営に関し必要な発言等を適宜行いました。
取締役	石 渡 隆 生	15回中15回 ・社外監査役として3回 ・社外取締役として12回	4回中4回	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見をもとに、社外取締役（社外取締役就任前は社外監査役）として、取締役会の運営や会社経営に関し必要な発言等を適宜行いました。
監査役	藤 田 泰 三	15回中14回	16回中13回	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見をもとに、独立した立場から監査役として会社経営に関し必要な発言等を適宜行いました。

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
監査役	水 川 聡	12回中12回	12回中12回	弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と幅広い知見をもとに、独立した立場から監査役として会社経営に関し必要な発言等を適宜行うとともに、中国子会社の不正問題に係る調査委員会の委員として調査、分析、提言等を行いました。
監査役	玉 虫 俊 夫	12回中12回	12回中12回	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見をもとに、独立した立場から監査役として取締役会の運営や会社経営に関し必要な発言等を適宜行いました。

- (注) 1. 取締役石渡隆生氏は、平成29年5月25日就任前は、社外監査役として職務を遂行しておりました。
2. 監査役水川聡氏および玉虫俊夫氏については、平成29年5月25日就任以降の活動状況を記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

R S M清和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等
23,000千円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
23,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合その他必要と判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、以下のとおり内部統制システムの基本方針を定めております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、コンプライアンス全体を統括するため、他の執行部門から独立した部門として、社長直轄の内部統制室を設置する。
 - ② 内部統制室の下に、内部統制システムの整備・運用のため、各種委員会を設置する。
 - ③ 役員及び従業員に対し、コンプライアンスに関する研修等を行うことにより、知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
 - ④ 取締役は、法令・定款違反行為を発見した場合、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役会及び取締役会に報告することとし、ガバナンス体制の強化を図る。
 - ⑤ 内部統制室は、当社従業員並びに子会社の従業員に対し、当社の内部通報制度及び内部通報の窓口を設置し、適切な運営を図る。
2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、職務の執行に係る情報については、情報管理規程に基づき適切かつ確実に閲覧可能な状態で保存・管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 内部監査強化のため、内部監査規程を定め、内部統制室の管轄の下、適切な内部監査を実施する。
 - ② 取締役及び取締役会は、内部監査が適切に行われているか否かを監督し、当社の内部監査体制に問題がある場合には直ちにこれを改善する。
 - ③ 各部門の潜在リスクの洗い出しを適宜行い、評価・管理することによって内部統制システムの強化を図る。
 - ④ 各部門の長は、リスク管理の状況を定期的に内部統制室長、取締役会及び監査役会に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - ② 各取締役が適切に職務を分担するとともに、組織規程等を定めて効率的な業務の執行を図る。
 - ③ 業務の運営については、全社的な目標を設定し、各部門において、その目標達成に向け具体策を立案し、的確に実施する。

5. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針を定め、グループ各社の諸規程を整備する。
 - ② 子会社の健全経営とグループ経営の強化を図るため、子会社管理規程を定め子会社管理の体制を整備し、子会社の状況に応じて必要・適切な管理を行う。
6. 財務報告の適正性・信頼性を確保するための体制

当社及びグループ各社の財務報告の適正性と信頼性を確保するために、企業行動指針等に基づき必要な体制を整備するとともにその有効性を定期的に評価し、改善する。
7. 反社会的勢力の排除に向けた体制

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、反社会的勢力対応規程を定め、反社会的勢力の排除に必要な社内体制を整備し、警察その他の外部機関と連携し、組織全体で毅然とした態度で臨み、あらゆる関係を遮断する。
8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が職務を補助する者を求めた場合は、必要に応じて、補助スタッフを置くこととし、当該スタッフの人事及び業務については、取締役と監査役で意見交換を行い独立性の確保に努める。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、監査役及び監査役会が求める事項については適切かつ速やかに報告する。
10. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役は、会計監査人並びに内部統制室との連携体制を充実し、効果的な監査業務を実施する。
 - ② 代表取締役社長は、監査役との定期的な意見交換を実施し、適切な意思の疎通を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、当社グループにおける取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するためならびに業務の適正を確保するため諸規程を整え、企業集団の業務の適正を確保するための体制を以下の通り構築し、運用してまいりました。

内部統制システムの効率性と有効性を高め、当社の存続と継続的な発展に資することを目的に平成29年12月18日に「内部統制基本規程」、「内部統制システムの基本方針」および関連諸規程を改訂しました。

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役7名に加え、社外監査役3名を含む監査役4名も出席の上で開催し、取締役の職務執行を監督しました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限および責任の範囲内で職務を執行しました。

子会社の意思決定については、重要事項を当社取締役会において審議する等、重要性に応じた意思決定をすることとし、子会社の適切な業務運営および実効性のある管理の実現に努めました。

内部統制室は、内部統制システムの有効性および適正性を評価・検討し、その状況について内部統制委員会に報告することとしました。また、リスク管理規程に則り、各部署が洗い出したリスクを内部統制室に提出し、内部統制委員会においてその発生可能性や影響度を評価して、具体的な対策を定めるとともに、社内外の要因ごとに分析し、必要に応じてリスクを低減する対策を提案することとしました。

監査役会は立案した監査計画に則り、取締役および使用人の職務の執行状況等の監査を行うとともに、内部統制室との連携を図るため、定期的に内部統制室長の報告を受ける体制としました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,949,310	流動負債	2,299,077
現金及び預金	450,847	支払手形及び買掛金	1,244,827
受取手形及び売掛金	1,281,864	短期借入金	316,065
電子記録債権	48,156	1年以内返済予定の長期借入金	262,620
商品及び製品	361,705	リース債務	6,273
仕掛品	414,005	未払法人税等	2,916
原材料及び貯蔵品	243,057	賞与引当金	42,103
繰延税金資産	5,986	繰延税金負債	7,107
その他	261,609	その他	417,164
貸倒引当金	△117,922		
固定資産	1,103,038	固定負債	856,526
有形固定資産	979,193	長期借入金	291,423
建物及び構築物	129,667	再評価に係る繰延税金負債	152,880
機械装置及び運搬具	20,561	退職給付に係る負債	358,534
工具器具及び備品	26,541	役員退職慰労引当金	15,953
土地	802,422	繰延税金負債	35
		リース債務	21,936
		その他	15,764
無形固定資産	14,280	負債合計	3,155,604
借地権	4,303		
その他	9,976	純資産の部	
投資その他の資産	109,565	株主資本	522,523
投資有価証券	12,454	資本金	2,713,552
保険積立金	14,673	資本剰余金	200,233
繰延税金資産	49,892	利益剰余金	△2,387,509
破産更生債権等	198,635	自己株式	△3,752
その他	39,656	その他の包括利益累計額	374,221
貸倒引当金	△205,746	その他有価証券評価差額金	79
		土地再評価差額金	346,323
		為替換算調整勘定	27,817
資産合計	4,052,348	純資産合計	896,744
		負債及び純資産合計	4,052,348

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,527,001
売上原価		3,451,013
売上総利益		1,075,988
販売費及び一般管理費		1,382,766
営業損失		306,777
営業外収益		10,271
受取利息及び受取配当金 その他	2,723 7,548	
営業外費用		46,999
支払利息 為替差損 その他	19,973 8,890 18,134	
経常損失		343,504
特別利益		299,363
固定資産売却益 関係会社株式売却益 その他	5,703 292,615 1,044	
特別損失		330,755
過年度決算訂正関連費用 減損損失 固定資産除却損 その他	108,497 195,137 13,825 13,295	
税金等調整前当期純損失		374,897
法人税、住民税及び事業税	13,745	
法人税等調整額	15,362	29,108
当期純損失		404,005
親会社株主に帰属する当期純損失		404,005

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月2日

株式会社東京衡機
取締役会 御中

R S M 清和 監査法人

指 定 社 員 公認会計士 笥 悦 生 ⑩
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 平 澤 優 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京衡機の平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

限定付適正意見の根拠

追加情報に記載されているとおり、中国の連結子会社である無錫三和塑料製品有限公司の前連結会計年度末における仕掛品計上に係る証拠の一部を確認することができなかった。そのため、当監査法人は、当連結会計年度の期首における連結貸借対照表に含まれている同社の仕掛品40,917千円について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、この金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。当該事項が、当連結会計年度の売上原価に影響を及ぼす可能性があるため、当連結会計年度の連結計算書類に対して限定付適正意見を表明している。

限定付適正意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京衡機及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、誤謬の訂正を行い、期首の純資産残高を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	786,299	流動負債	1,015,438
現金及び預金	104,993	営業外支払手形	472,692
売掛金	39,885	短期借入金	296,000
前払費用	5,450	1年以内返済予定の長期借入金	215,492
短期貸付金	125,406	リース債務	1,643
未収入金	484,044	未払費用	13,661
貸倒引当金	△611	未払費用	5,658
その他	27,130	前受金	777
		賞与引当金	4,087
		その他	5,424
固定資産	1,063,080	固定負債	433,880
有形固定資産	693,322	長期借入金	245,848
建物	37,000	退職給付引当金	7,171
車両運搬具	3,881	役員退職慰労引当金	15,953
工具器具備品	3,016	再評価に係る繰延税金負債	152,880
土地	649,422	繰延税金負債	4,832
無形固定資産	4,831	リース債務	5,395
ソフトウェア仮勘定	4,500	その他	1,800
その他	331	負債合計	1,449,318
投資その他の資産	364,926	純 資 産 の 部	
投資有価証券	12,454	株主資本	53,657
関係会社株式	241,193	資本金	2,713,552
出資金	180	資本剰余金	200,233
長期貸付金	87,000	資本準備金	200,233
破産更生債権等	131,591	利益剰余金	△2,856,375
借家敷金	5,959	その他利益剰余金	△2,856,375
保険積立金	14,673	繰越利益剰余金	△2,856,375
長期営業債権	7,111	自己株式	△3,752
その他	3,466	評価・換算差額等	346,403
貸倒引当金	△138,702	その他有価証券評価差額金	79
		土地再評価差額金	346,323
資産合計	1,849,379	純資産合計	400,060
		負債及び純資産合計	1,849,379

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	325,954
売上原価	27,095
売上総利益	298,859
販売費及び一般管理費	304,148
営業損失	5,289
営業外収益	2,032
受取利息及び配当金 その他	1,000 1,031
営業外費用	11,082
支払利息 その他	10,541 540
経常損失	14,338
特別利益	1,044
新株予約権戻入益	1,044
特別損失	985,564
関係会社株式評価損 過年度決算訂正関連費用 その他	876,706 108,497 360
税引前当期純損失	998,859
法人税、住民税及び事業税	△8,011
当期純損失	990,847

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 贈本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月2日

株式会社東京衡機
取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 寛 悦 生 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 平 澤 優 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京衡機の平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、下記のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。なお、事業報告書に記載のとおり、中国子会社において元役職員の不正問題が発覚し、過年度決算の訂正を行いました。会社はこの事実を厳粛に受け止め、調査委員会による調査結果及び同委員会からの提言を踏まえた再発防止策を策定・実行中です。内部統制について改善が必要な状況にありますが、監査役会は、引続き会社の取り組みと改善状況を監視してまいります。そのほかには、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月2日

株式会社東京衡機 監査役会

常 勤 監 査 役	遠 藤 栄 一	Ⓔ
社 外 監 査 役	藤 田 泰 三	Ⓔ
社 外 監 査 役	水 川 聡	Ⓔ
社 外 監 査 役	玉 虫 俊 夫	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 株式併合の件

(1) 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に株式を上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式の併合を行うものであります。

(2) 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 株式併合の効力発生日

平成30年9月1日

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

2,600万株

(5) その他

本議案に係る株式併合は第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決することを条件といたします。なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。また、議決権や株主様の権利も変動はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

- ① 第1号議案に記載のとおり、単元株式数を100株とするため現行定款第7条を変更するものであります。
- ② 第1号議案に記載の株式併合の実施に伴い、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第5条を変更するものであります。
- ③ 上記①および②の変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成30年9月

1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>2億6,000</u>万株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は<u>1,000</u>株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>2,600</u>万株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は<u>100</u>株とする。</p> <p>附 則</p> <p>(定款一部変更の効力発生日)</p> <p>第5条及び第7条の変更の効力発生日は、平成30年9月1日とする。なお、本附則は、当該効力発生日をもってこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員7名が任期満了となりますので、経営の機動性を高めるために2名減員し、社外取締役4名を含む取締役5名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	たけ なか ひろし 竹 中 洋 (昭和30年3月6日生)	平成4年3月 三和国际インターナショナル㈱入社 平成5年3月 日産建設㈱入社 平成9年11月 ナカタケ㈱代表取締役 現在に至る 平成17年11月 ナカタケフーズ㈱代表取締役 現在に至る 平成27年5月 当社取締役 平成28年3月 無錫三和塑料製品有限公司董事長 平成28年5月 当社取締役兼副社長執行役員中国事業担当 平成29年2月 当社取締役(非常勤) 現在に至る	38,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>竹中洋氏は、国際ビジネスに関する長年のキャリアと企業経営者として豊富な知識と見識を有しており、その幅広い知見を活かして事業の拡大と業績の改善に貢献していただけると判断し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために適切な人材として、取締役への再任をお願いするものであります。</p> <p>【その他特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竹中洋氏と当社との間に特別の利害関係はございません。 		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
2	<p>いし わたり たか お 石 渡 隆 生 (昭和11年6月29日生)</p> <p>社外取締役候補者</p>	<p>昭和36年4月 日商(株) (現 双日(株)) 入社 平成元年 同社シンガポール地区支配人兼シンガポール支店長 日商岩井インターナショナル (現地法人) を設立、代表取締役社長兼務 平成4年 同社理事・秘書室長兼広報室長 平成8年 (株)日本サテライトシステムズ (現スカパーJSAT(株)) 代表取締役副社長 (平成11年退任) 平成11年11月 (株)グッドホープ総研 代表取締役社長 (平成27年退任) 平成28年5月 当社監査役 平成28年9月 Dream Bridge(株) 代表取締役 現在に至る 平成29年5月 当社取締役 現在に至る</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 石渡隆生氏は、企業経営者として豊富な知識と見識を有しており、現在当社の社外取締役として、当社グループの経営全般や取締役会の運営に関し適宜適切な助言と監督を行っていただいております。今後も引き続き合理的かつ適切に社外取締役の職務を遂行していただけるものと判断いたしました。</p> <p>【その他特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 石渡隆生氏と当社との間に特別の利害関係はございません。 当社は石渡隆生氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合、その効力は継続されます。 石渡隆生氏の当社の社外監査役としての在任期間は1年、社外取締役としての在任期間は1年であります。 			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	おのざわ たかし 小野 沢 隆 (昭和38年1月26日生) <u>新任取締役候補者</u> <u>社外取締役候補者</u>	昭和60年4月 日本合同ファイナンス(株) (現(株)ジャフコ) 入社 平成16年4月 同社第一投資本部投資4部長 平成18年1月 テイボンアソシエイツ(株) (現レッドホース(株)) 取締役 平成19年6月 レッドホース(株)代表取締役 平成22年2月 RHトラベラー (現レッドホースコーポレーション(株)) 代表取締役 平成24年6月 (株)小野沢商店設立、代表取締役 現在に至る 平成27年4月 T&Oインベストメント(株)代表取締役 現在に至る 平成28年5月 CFIアセットマネジメント(株)取締役 平成29年7月 レッドホースアソシエイツ(株)顧問	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 小野沢隆氏は、企業経営者として豊富な知識と見識を有しており、独立した立場から合理的かつ適切に社外取締役の職務を遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>【その他特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小野沢隆氏と当社との間に特別の利害関係はございません。 ・小野沢隆氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。 ・小野沢隆氏の選任が承認された場合、当社は、(株)東京証券取引所に対して、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。 			
4	かりや こういち 仮屋 浩 一 (昭和38年2月1日生) <u>新任取締役候補者</u> <u>社外取締役候補者</u>	昭和58年4月 青年海外協力隊入隊 昭和61年4月 パシフィックインターナショナルコーポレーション入社 昭和63年2月 コールドウェルバンカー入社 平成3年8月 (株)貴栄入社 平成11年6月 (有)アークランド (現(株)アークランド) 代表取締役 現在に至る	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 仮屋浩一氏は、企業経営者として豊富な知識と見識を有しており、独立した立場から合理的かつ適切に社外取締役の職務を遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>【その他特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮屋浩一氏と当社との間に特別の利害関係はございません。 ・仮屋浩一氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。 ・仮屋浩一氏の選任が承認された場合、当社は、(株)東京証券取引所に対して、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。 			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
5	<p style="text-align: center;">た なか ひろ あき 田 中 宏 明 (昭和40年4月21日生)</p> <p style="text-align: center;">新任取締役候補者 社外取締役候補者</p>	<p>平成8年4月 弁護士登録 東京シティ法律事務所入所</p> <p>平成21年1月 弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所 パートナー弁護士</p> <p>平成26年6月 ㈱GOF代表取締役 現在に至る</p> <p>平成28年6月 ㈱ウェルス・マネジメント社外取締役 現在に至る</p> <p>平成28年6月 ㈱リビングプラットフォーム社外取締役 現在に至る</p> <p>平成29年8月 ㈱夏目総合研究所取締役 現在に至る</p> <p>平成30年3月 ラス・カーズ・キャピタル社代表取締役 現在に至る</p> <p>平成30年4月 GOF法律事務所 弁護士 現在に至る</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 田中宏明氏は、弁護士として企業法務に関する専門的な知識と豊富な経験を有するとともに、企業経営者として豊富な知識と見識を有しており、独立した立場から合理的かつ適切に社外取締役の職務を遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。</p> <p>【その他特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田中宏明氏と当社との間に特別の利害関係はございません。 ・田中宏明氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。 ・田中宏明氏の選任が承認された場合、当社は、㈱東京証券取引所に対して、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。 			

第4号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役遠藤栄一氏および藤田泰三氏が任期満了となりますので、監査体制の強化を図るために1名増員し、社外監査役2名を含む監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
	<p style="text-align: center;">つる み たかし 鶴 見 孝 (昭和37年6月14日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black;">新任監査役候補者</p>	<p>昭和60年4月 当社入社 平成9年12月 当社管理部経理課課長代理 平成15年4月 当社営業業務課長 平成19年3月 当社民生品事業部次長 平成22年2月 当社企画統制室内部統制管理課長 平成26年11月 当社営業推進部営業推進課長 平成27年9月 ㈱東京衡機試験機 営業推進部営業業務課長 現在に至る</p>	2,000株
1	<p>【監査役候補者とした理由】 鶴見孝氏は、当社において財務・経理および内部統制に関する豊富な業務経験を有するとともに、当社グループの主力事業である試験機事業における営業業務をはじめ事業全般の各種業務に精通していることから、当社グループにおいて適切かつ的確に常勤監査役としての職務を遂行していただけるものと判断いたしました。</p> <p>【その他特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鶴見孝氏と当社との間に特別の利害関係はございません。 ・ 鶴見孝氏が監査役に就任された場合は、当社は同氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。 		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
2	ふじ た たい ぞう 藤 田 泰 三 (昭和27年10月6日生) 社外監査役候補者	昭和55年5月 (株)セブン-イレブン・ジャパン入社 昭和63年5月 サークルケイ・ジャパン(株) (現(株)サ ークルKサンクス) 入社 平成6年3月 同社商品第二部 商品部長 平成7年3月 同社三重運営部 運営部長 平成8年3月 同社営業企画室長 平成10年3月 同社商品第四部 商品部長 平成12年7月 ときめきドットコム(株)代表取締役社長 平成22年3月 (株)サークルKサンクス総務人事部付 副本部長 (平成24年10月定年退職) 平成26年6月 当社監査役 現在に至る	0株
	<p>【社外監査役候補者とした理由および社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由】</p> <p>藤田泰三氏を社外監査役候補者とした理由は、大手小売企業での長年のキャリアと企業経営者としての経験を有しており、平成26年から当社の社外監査役に就任していただいておりますが、引き続き、その豊富な経験と幅広い知見を活かして、独立した立場から合理的かつ適切に社外監査役の職務を遂行していただけるものと判断いたしました。</p> <p>【その他特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・藤田泰三氏と当社との間に特別の利害関係はございません。 ・当社は藤田泰三氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合、その効力は継続されます。 ・藤田泰三氏の再任が承認された場合、当社は、(株)東京証券取引所に対して、引き続き同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。 ・藤田泰三氏の当社の社外監査役としての在任期間は約4年であります。 		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	せ やま つよし 瀬 山 剛 (昭和45年 4 月30日生) 新任監査役候補者 社外監査役候補者	平成 6 年11月 松村公認会計士事務所入所 平成 7 年10月 監査法人京橋会計事務所入所 平成10年 3月 公認会計士登録 平成10年 7月 税理士登録 平成11年11月 港総合会計事務所設立、メンバー 現在に至る 平成17年 5月 (株)キャピタルメディカ取締役 平成21年 9月 (株)シンコー代表取締役 現在に至る 平成26年 3月 (株)スマートイーブック (現(株)フォー サイド) 社外監査役 現在に至る	0株
	<p>【社外監査役候補者とした理由および社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由】</p> <p>瀬山剛氏は、税務・会計の専門家および企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、独立した立場から合理的かつ適切に社外監査役の職務を遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。</p> <p>【その他特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬山剛氏と当社との間に特別の利害関係はございません。 ・瀬山剛氏が監査役に就任された場合は、当社は同氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。 ・瀬山剛氏は(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任された場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。 		

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。また、本決議の効力は次期定時株主総会開催の時までとします。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
たか よし ひろ み 高 吉 廣 美 (昭和18年7月18日生) 補欠社外監査役候補者	昭和37年4月 熊本国税局入局 平成10年7月 東京国税局総務部事務管理第一課長 平成12年7月 浅草税務署長 平成13年7月 千葉東税務署長 平成14年8月 税理士開業 現在に至る 平成24年5月 当社監査役(平成27年5月退任) 平成27年9月 ㈱東京衡機試験機 監査役 現在に至る	0株
<p>【補欠の社外監査役候補者とした理由および社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由】</p> <p>高吉廣美氏は、税務・会計の専門家としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社社外監査役としても3年の実績(平成24年5月から平成27年5月まで)を有することから、法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合において、独立した立場から合理的かつ適切に社外監査役の職務を遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。</p> <p>【その他特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高吉廣美氏と当社との間に特別な利害関係はございません。 高吉廣美氏が監査役に就任された場合は、当社は同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。 高吉廣美氏は㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が監査役に就任された場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。 		

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役（常勤）を退任される石川隆一、平田真一郎、神崎吉平の3氏および監査役（常勤）を退任される遠藤栄一氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については、退任取締役（常勤）については取締役会に、退任監査役（常勤）については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役各氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
いし かわ りゅう いち 石 川 隆 一	平成26年6月 平成27年2月 当社代表取締役社長 当社代表取締役会長兼社長 現在に至る
ひら た しんいちろう 平 田 真一郎	平成27年5月 当社取締役 現在に至る
かん ざき きつ べい 神 崎 吉 平	平成29年5月 当社取締役 現在に至る
えん どう えい いち 遠 藤 栄 一	平成26年6月 当社監査役 現在に至る

以上

会場ご案内図

東京都中央区日本橋室町一丁目5番5号
 室町ちばぎん三井ビルディング 5階
 一般社団法人日本橋倶楽部 会議室
 電話 (03) 3270-6661



(注) B1-5F行きエレベーターをご利用ください (エスカレーターは4階止まりとなります)。

交通機関のご案内

【地下鉄をご利用の場合】

東京メトロ 銀座線・半蔵門線 三越前駅下車 A4出口 横

【JRをご利用の場合】

JR 総武線・横須賀線

新日本橋駅下車 徒歩6分

JR 山手線・中央線

神田駅下車 徒歩14分